

「企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案仕様書

1 業務の名称

企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務目的

当市では、令和5年3月31日付で地域再生計画「まち・ひと・しごと創生推進計画」の認定を受けており、地方創生応援税制（以下、「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附の受け入れが可能になっている。

本業務は、まち・ひと・しごと創生 第2期村上市総合戦略（以下、「総合戦略」という。）に係る地方創生事業について、貴重な自主財源を獲得しながら、積極的に推進していくため、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、企業版ふるさと納税を活用した取り組みを効果的に実施することを目的とする。

3 業務内容

本業務の受託者は、次のいずれか、または複数の手法の組み合わせにより、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指す。ただし、(1)の業務は必須とする。

- (1) 企業版ふるさと納税による寄附を行う見込のある企業（以下、「寄附見込企業」という。）に対する当市のプロジェクトの紹介。
- (2) 寄附見込企業の新規開拓及びアプローチ
- (3) 当市への寄附見込企業の紹介。
- (4) 総合戦略に基づいた地域課題解決に資する、企業版ふるさと納税活用可能事業の企画提案や助言。
- (5) 前各号のほか、当市の寄附獲得に資する支援。

4 業務上の注意事項

- (1) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、村上市と受託者が協議して決定すること。
- (2) 本仕様書に疑義を生じた場合は、あるいは定めのない事項については、村上市と受託者が協議して決定すること。
- (3) 受託者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることをしてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める時は、市の承認を得た上でその一部を委託することができる。
- (4) 本業務を通じた寄附は、別途示す「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）寄附申出書」の寄附企業から本市への提出を原則とする。また、本業務を通じた寄附の証明として、「「受託者名」による紹介が寄附の契機になったか」という主旨の設問を設けることとする。

5 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

ただし、契約満了の1か月前までに本市又は受託者の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

なお、本市において本事業の予算確保が困難になった場合は、期間満了の1か月前を超過した場合であっても、契約を自動更新せず終了させることができるものとする。

6 業務報告

受託者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、企画提案内容を踏まえた上で受託者との協議により定めるものとする。

7 支払時期

支払時期は、受託者との協議により支払いを行うものとする。

別表 令和6年度 企業版ふるさと納税活用プロジェクト

事業名	事業概要	寄附目標額
<p>子どもたちの輝く笑顔プロジェクト</p>	<p>人口減少に効果のある取り組みを進めながら、出生数の低下、人材や担い手不足、社会保障費の増加、空き家の増加などの人口減少や少子高齢化により生じる課題に対し本市の維持と地域の暮らしを継続させていくための取り組みを同時かつ効率的に進めていく必要があります。その最終的な目標は、市民が笑顔で暮らすことのできるまちを継続していくこと「持続するまち（ローカル・サステナブル）の実現」であり、持続的な成長と維持の両立を目指し、『子どもたちの輝く笑顔プロジェクト』を実施する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援拠点施設の整備 ・防災に負けない地域コミュニティの構築 ・資源循環と再生可能エネルギーの普及に向けた取組 ・歴史的景観と国指定史跡の保存と活用の推進 <p>ただし、「スケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクト」に位置付けられた事業を除く。</p>	<p>112,500千円</p>

※企業版ふるさと納税活用プロジェクトは、令和6年3月1日現在の予定であり、今後、事業名、事業概要、寄附目標額の変更のほか、事業の取り下げ、または事業を追加する場合があります。